

山内専門委員の御意見

二重下線は挿入箇所

私の今回の海外出張は3ヶ月以上前から細かい日程調整ができていて変更できないため、調査会を欠席せざるをえないのは大変残念です。不自由ながらメールのやりとりで細かい点については、私の意見もある程度反映されたと思いますが、結論部分に関しては、まだ納得できていません。以下に要点を整理してみます。

なお、旅先で条件が悪いため文章の整合性など不備な点があるかもしれません。ご了承ください。

「第1回コメント」

5 結論

これまでの国内のリスク評価では、BSE対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、食肉・内臓のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則が主体で、一部、リスク管理機関からの情報及び専門委員（甲斐論委員）などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、実施状況について不明な側面もあることを考慮する必要がある。また輸出の上乗せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価した。これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる点を考慮する必要がある。

日本で年間に処理される全年齢の牛に由来する食肉・内臓と輸出規制条件（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛）等が遵守される場合の米国・カナダの牛に由来する食肉・内臓のリスクレベルについて、生体牛の背景リスク及び食肉・内臓のリスクを比較した場合、上述の輸入規模の上限を超えない範囲では、そのリスクの差は極めて小さいと考えられる。

山内委員追加 しかし、両国におけるSRM除去については、と畜場での監視の実態が不明であり、リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残る。とくに脊髄片の食肉への混入は、その確率は低くとも、起きた場合にはリスク要因になりうることを重視すると、米国・カナダの牛に由来する食

肉・内蔵のリスクが我が国のものと同等とは見なしがたい。

6 おわりに

本諮問に答えるにあたり、2つのことを強調しておきたい。1つは諮問の経緯で述べたようにリスク評価機関とリスク管理機関の責務を明確にする必要があることである。本答申を受けて、リスク管理機関が判断し施策を実行する場合は、その結果を国民に説明すること、輸出再開の場合は輸出国に対して輸出規制の遵守を確保させるための責任を負うものであることを確認しておきたい。第2に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、本諮問に答えるために、わが国と米国及びカナダの国内対応の違い等を比較した。諮問は日本向け輸出規制の上乗せ条件を前提としたリスク評価を求めたものであり、リスク評価も輸出規制が遵守されることを前提に評価した。したがって、輸出規制が遵守されるためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要なことである。もし、輸出規制が遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。

リスク評価の過程で問題となった、以下の点についても補足しておきたい。

国内におけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、十分なサーベイランスの継続が必要である。特に管理対応がある程度効果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合には、最低限、全高リスク牛を対象とした継続的なサーベイランスが必要であると考えられる。

また、国内でのBSEの増幅を止めるには、BSEプリオンの感染性の99.4%を占めるSRMの利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。

と畜場におけるBSEスクリーニング検査は、食肉等を介してヒトがBSEに感染するリスクを回避するのに有効である。しかし、と畜規模等により、これが不可能な場合は、と畜前検査において異常牛を正確に排除することが重要である。わが国のBSE検査でも異常牛を含む高リスク牛は、健康な成牛の12倍以上の陽性率である。と畜前検査には十分な数の検査官を配備する必要がある。

ピッシングの廃止、SRMの除去などはBSEプリオンの人への感染リスクを低減する有効な方法である。こうしたプロセスに關すると畜場におけるSOP、HACCPの遵守とその検証、実行性に関する科学的な有効性評価及び検証結果の公開は、リスク評価および消費者の安心のために必要である。

今回のリスク評価は日本向け輸出規制の遵守を前提に行った。したがって管理機関が遵守を保証する必要がある。リスク管理機関は、米国及びカナダから日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓について実施されるリスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステム構築を行う必要がある。考えられるシステムとして、現在、日本産牛肉の米国への輸出に適用されている、米国向け輸出食肉を処理加工する施設の認定制度、それら施設への行政による定期的な立入調査、輸入国政府による査察等を含む管理システムが有効なものとして考えられる。

また、管理措置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において食肉・内臓が20ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、人へのリスクを否定することができない事態となれば、一旦輸入をストップすることも必要である。

「第2回コメント」

山内委員追加：結論への付帯意見

SRMの除去については、米国及びカナダにおける、と畜場での監視の実態が不明であり、リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残る。特に脊髄片の食肉等への混入は、その確率は低くとも、起きた場合にはリスクの要因になりうる。このことを重視すると、SRM除去に関しては米国・カナダの牛に由来する食肉・内臓のリスクがわが国のものと同等とはみなしがたい。輸出規制の条件に脊髄除去の有効性についての科学的検証を加える等の対応が必要である。

(二重下線は座長と事務局で追加)

5 結論

これまでの国内のリスク評価では、BSE対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、食肉・内臓のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則が主体で、一部、リスク管理機関からの情報及び専門委員（甲斐諭委員）などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また輸出の上乗せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価した。これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる点を考慮する必要がある。

日本で年間に処理される全年齢の牛に由来する食肉・内臓と輸出規制条件(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛)等が遵守される場合の米国・カナダの牛に由来する食肉・内臓のリスクレベルについて、生体牛の背景リスク及び

食肉・内臓のリスクを比較した場合、上述の輸入規模の上限を超えない範囲では、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。

「第3回コメント」

山内委員追加6．結論への付帯意見

SRMの除去については、米国及びカナダにおける、と畜場での監視の実態が不明であり、リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残る。特に脊髓片の食肉等への混入は、その確率は低くとも、起きた場合にはリスクの要因になりうる。このことを重視すると、SRM除去に関しては米国・カナダの牛に由来する食肉・内臓のリスクがわが国のものと同等とはみなしがたい。輸出規制の条件に脊髓除去の有効性についての科学的検証を加える等の対応が必要である。

最初の私のコメントに対して、座長と事務局からの意見で、結論部分からこのコメントを「おわりに」の最後 に移動し、かれらが作成した文言が加わったことが変更点です。

原案の結論では同等性を認める内容ですが、もう一方で同等性は認められない案を対比させ、両論について委員会での議論を期待したいと思ったのが最大の理由です。

結論の方は管理規制が遵守されればという前提での評価。私の案はマスコミ報道や内部告発にもとづくもので、信憑性の面も考慮して結論とは別にするのはやむを得ないと考えましたが、「おわりに」というようなあいまいなタイトルの下にいれるのは賛成できませんでした。そこで、「結論への付帯意見」というタイトルを提案した次第です。この提案は受け入れられましたが、5項目の最後に付け加える形では、その他大勢の中に埋もれてしまい、重み付けが感じられません。同等性と認めるか、認めないかの議論を行う必要があると考えます。これが諮問の趣旨でもあります。そのためには、2回目コメントで提案したように に持って行くべきものと考えます。